

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R3・4・15 第148回総会; 須坂市)			
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設	
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 厚生労働省子ども家庭局 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称			
件名	10 保育室等の居室面積に係る基準における「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更について			
提案市	須坂市			
提案要旨	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に対機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。			
提案理由	国制度による幼児教育・保育の無償化により、想定以上に3歳未満児が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。厚生労働省は、市町村に施設の増築を求めていたが困難であり、従うべき基準では待機児童の発生を避けることは困難である。保育の質を低下させない範囲で、一時的に緊急避難的に居室面積基準を緩和することで入所児童の増加に対応することができ、また将来負担を増加させることなく、待機児童の発生を効果的に抑制することが可能となる。(大阪市等には参酌すべき基準を認めている。)			
現況及び課題等	<p>少子化が進行し、将来的に児童数の減少が予測されること及び中長期的観点で既に保育施設の整備が完了している状況で、新たな増改築を行うことは将来的に無用な施設を生むことや財政状況等を考慮すると持続的健全財政維持のためにすべきでなく、さらに住民及び議会の理解を得ることが困難である。例え施設整備を行ったとしても、整備には数年を要することから、この間の待機児童の発生は避けられないし、保護者及び児童にとっては保育福祉の支援対象にならない。</p> <p>須坂市等から地方分権改革有識者会議に議題として提出した本件に対して、同会議議員の平井伸治鳥取県知事(現在は全国知事会会長)も「見直しを行っていくべき」と賛意を示されている。</p> <p>(参考)須坂市における保育所等の入所児童数 1,277人(平成30年) ⇒ 1,301人(令和3年) ※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む</p>			
関係法令	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条			